

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務

企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）

担当	さいたま市 教育委員会事務局 管理部 学校施設整備課
所在地	さいたま市浦和区常盤六丁目４－４ (さいたま市役所第二別館２階)
TEL	０４８－８２９－１６４２
メールアドレス	gakko-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く毎日、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで」とします。

1 業務の目的及び概要

「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を特定の上、要求水準書及び後述の「8 (2)イ」に示す企画提案書に基づき、市と最優秀提案者が協議し、必要に応じて調整を行い、契約内容として決定します。なお、事務手続のスケジュールは、別表1のとおりです。

3 参加資格

本件に参加(企画提案書の提出)を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

(1) 本告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量)(以下、「名簿」という。)に、業務「建築関連コンサルタント／学校施設」で登載されているものであること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 告示日から最優秀提案者の特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 最優秀提案者の特定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 最優秀提案者の特定の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成28年度以降に都道府県または市区町村の学校施設に係る長寿命化計画、個別施設計画策定又は改定支援業務を1件以上完了したもの。

4 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「7 質問及び回答」を参照してください。

5 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（別表2のとおり）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務企画提案の募集（公募型プロポーザル）について】

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/index.html>

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/001/p002165.html>

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/006/index.html>

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表2 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」

「3 参加資格（1）」の「建築関連コンサルタント／学校施設」業者登録を証明する書類の写し

「3 参加資格（6）」の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

(2) 提出方法

持参又は電子メール（郵送不可）

(3) 提出場所

さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課（さいたま市役所第2別館2階）

(4) 提出期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月29日（水） 午後4時まで

(5) 参加資格の確認

参加表明及び参加資格確認審査の申請を行った者に、参加資格確認審査終了後、令和8年8月5日（水）までにメールにより通知します。

(6) 参加資格の確認審査後の取扱い

参加資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、企画提案書提出時において、「3 参加資格」に定める参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合には、プレゼンテーション審査への参加は認めません。

(7) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書等の取扱い

ア 市は、提出されたプロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書等を、参加資格の確認審査以外に参加者に無断で使用しません。

イ 提出されたプロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書等は返却しません。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月29日（水） 午後4時まで

(2) 質問方法

質問の受付は、持参又は電子メールのみとします。質問書を提出する場合、「別表2 各種様式」で示す「様式2 質問書」を使用してください。また、電子メールの件名は「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務に関する質問」としてください。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課整備係

メールアドレス：gakko-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp

TEL：048-829-1642

(4) 質問に対する回答

令和8年8月5日（水）午後4時を目途に市ホームページに掲載します。

なお、質問者の名称は非公開とします。質問の回答の内容は、要求水準書等関係書類

の補足、追加又は修正とみなします。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【プロポーザル方式】→【さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務企画提案の募集（公募型プロポーザル）について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書に記載する業務内容を踏まえ、提案してください。

(2) 企画提案書等の提出

次に掲げる書類を提出してください。

ア 企画提案書表紙（様式3）

（ア）「ア 企画提案書表紙」は正本にのみ添付してください。

イ 企画提案書（任意様式）

（イ）実施体制図は必ず記載してください。

ウ 業務工程表

エ 業務実績

オ 業務の実施体制調書

※イ～オについて

（イ）企業名、企業ロゴ、個人名等が特定できる識別情報は記載しないでください。

カ 見積書（様式5）

※委託業務の一切の経費を含みます。内訳書も作成してください。

キ ア～カをPDF形式にまとめたCD-R又はDVD-R

※ウイルスチェックを実施したうえで保存してください。

※文字は注記等を除き、原則として10.5ポイント以上の大きさとしてください。

(3) 記入方法

提出書類は、「(2)イ 企画提案書」を除き、片面日本産業規格A列4番の規格で統一（縦横問わず）して作成してください。（作成済みのパンフレットは除きます。）

なお、「(2)イ 企画提案書」は片面日本産業規格A列3番で2枚以内とします。

(4) 提出部数

(2)ア～オは10部（正本1部、副本9部（複写可））、カ及びキは1部

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法とし必着とします）

(6) 提出場所

さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課（さいたま市役所第2別館2

階)

(7) 提出期間

令和8年8月5日(水)～令和8年8月24日(月) 午後4時まで

(8) その他

ア 企画提案書の知的財産権は、参加者が有します。

イ 参加者は、企画提案書が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証すること。

ウ 参加者は、企画提案書が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

エ 提出された企画提案書等は返却しません。

オ 企画提案書の内容に関し、市から参加者に質問又は確認書類の提出を求める場合があります。

9 プレゼンテーション審査の実施

企画提案書を補完するため、以下のとおりさいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務事業者選定委員会(以下、「事業者選定委員会」という。)におけるプレゼンテーション審査を実施します。提出した企画提案書等は、事前に事業者選定委員会の委員に配付します。

(1) 実施日

令和8年8月31日(月)

※説明時間は10分、質疑20分を想定しています。なお、時間、場所等の詳細については、参加資格確認結果通知書に記載します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明方法

提出した企画提案書等のうち、特に強調したい項目や補足が必要な項目に絞って説明してください。持ち込むことが可能な資料は、事前に提出していただいた企画提案書のみです。当日の資料等の追加配付及び資料映像の映写はできません。

ウ その他

通知した集合時間までに会場に来なかった者は、原則としてプレゼンテーション審査に参加できません。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでく

ださい。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 評価・契約

(1) 評価方法

企画提案書及びプレゼンテーション審査の内容について、「別表 4 企画提案内容及び審査の視点」に基づき、事業者選定委員会が評価を行います。

(2) 結果の通知

郵送と電子メールにて、令和 8 年 9 月中旬頃に各参加者あて（プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書に記載された所在地、メールアドレス）に送付します。

(3) 最優秀提案者の選定方法

事業者選定委員会を開催し、以下の手順により最優秀提案者を決定します。ただし、選定対象者が 1 者のみとなった場合であっても事業者選定委員会を開催します。

ア 事業者選定委員会委員の各評価点の合計が最も高い参加者を、最優秀提案者として決定します。最高得点者が 2 者以上の場合は、「見積価格」の最も低い者を最優秀提案者として決定します。さらに「見積価格」が同額の場合は、事業者選定委員会により協議を行い、最優秀提案者を決定します。なお、選定対象者が 1 者のみとなった場合であっても、評価点の合計が満点のうち 6 割に満たない者は、最優秀提案者として決定しません。

イ 最優秀提案者が決定した後、当該事業者から辞退の申し出があった場合は、次に点数の高い事業者を最優秀提案者とします。以降、同様の方法により決定します。

(4) 契約締結

選定した最優秀提案者と市が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結します。仕様書の確定は、提案された内容が基本となりますが、採用となった提案について、市との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する場合があります。

11 企画提案の辞退

参加申込関係書類の提出後、本業務の企画提案への参加を辞退する場合は、次のとおり申し出てください。また、企画提案書等の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、同様とします。なお、申し出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しません。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 4 時まで

(2) 提出方法

持参及び電子メール（郵送不可）

※電子メールで提出する場合は、速やかに電話にて到達確認を行ってください。

(3) 提出書類

辞退届

(4) 提出先

さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課（さいたま市役所第2別館2階）

12 その他

(1) 提案する企画は1提案者につき、1つとします。

(2) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 企画提案書類について虚偽の記載、その他不正な行為又は不誠実な行為を行った場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがあります。

(4) 提出された企画提案書等は、企画提案の選定以外に無断で使用しません。ただし、公平性、透明性を期するため、さいたま市情報公開条例等の関連規定に基づき公開することがあります。

13 スライド条項の適用について

(1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

(2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

(3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して10開庁日まで

イ 提出先

2（4）のとおりに

別表1 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始	
	令和8年7月15日（水）
	・ 告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始

資料交付期間	
令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 4 時まで	
・ 交付方法は「資料及びその交付方法」のとおり	
参加申込手続き期間	
令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 4 時まで	
・ 「様式 1 参加意思表明書」を用いること	
参加資格の確認通知	
令和 8 年 8 月 5 日（水）までに通知予定	
・ 電子メールにより通知	
質問受付期間	
令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 4 時まで	
・ 持参又は電子メールで受け付ける。「様式 2 質問書」を用いること	
・ 回答は令和 8 年 8 月 5 日（水）までにさいたま市 HP に掲載予定	
企画提案書等受付期間	
令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 4 時まで	
・ 提出書類については、別表 2 及び別表 3 を参照	
プレゼンテーション	
令和 8 年 8 月 3 1 日（月）実施予定	
・ 実施時刻の詳細及び会場については、参加資格確認結果通知書に記載	
審査結果通知	
令和 8 年 9 月中旬頃に通知予定	
・ 郵送と電子メールにより通知	
契約	
令和 8 年 9 月下旬頃を予定	

注 1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

別表 2 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加意思表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書表紙
様式 4	辞退届
様式 5	見積書

別表 3 企画提案書等一覧

書類名		内容	様式	部数
①	企画提案書表紙	—	様式 3	1 部
②	企画提案書	要求水準書「7 業務内容」の各項目に対し、現段階での構想、実施方法等の企画提案を作成すること	任意※	10 部 (正本 1 部、副本 9 部)
③	業務工程表	作業スケジュール	任意	
④	業務実績	業務実績等	任意	
⑤	業務の 実施体制調書	受託業務実施体制（現場責任者、技術管理者、各担当技術者、人員の履歴や資格等）	任意	
⑥	見積書	見積範囲は、委託業務の一切の経費を含む。見積内訳書も作成すること。	様式 5	1 部

＊②～⑤までの書類は順番にファイルに綴じ込み提出すること。また、別表 3 の「書類名」ごとにインデックスを付すこと。
 ＊提出書類は上表「② 企画提案書」を除き、日本産業規格 A 列 4 番の企画で統一（縦横問わず）して作成すること（作成済みのパンフレット等を除く。）。なお、「② 企画提案書」は日本産業規格 A 列 3 番で 2 枚以内とすること。
 ＊①企画提案書表紙（様式 3）、⑥見積書以外には企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。（ファイルにも企業名、ロゴ等を記載しないこと。）

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

審査内容		評価の視点	配点
1 提案者の実績			
(1) 類似業務の契約実績		提案者が過去 10 年以内（平成 28 年度以降）に本業務と類似業務の完了した実績を有しているか。	5
(2) 類似業務の技術者の実績		現場責任者又は技術管理者が過去 10 年以内（平成 28 年度以降）に完了した類似業務の実績を有しているか。	5
2 企画提案			
(1)-1 「学校施設リフレッシュ基本計画の見直しについて」等について		本業務の目的や業務内容を的確に理解し、本市が考える各課題について整理、総括した内容を踏まえ、課題整理及び課題解決に	15

	理解した、課題整理・課題解決に向けたアプローチの提案について	向けた具体的な手法やアプローチについて提案を行っているか。	
	(1)-2 課題の外的要因に向けた検討について	受注業者不足等の課題の外的要因への対策に向けた原因の分析に関する事業者等へのヒアリング手法及び内容について具体的なものが示されており、調査方法及び内容が効果的であるか。	1 5
	(1)-3 課題の内的要因に向けた検討について	整備に係る事業手法などの課題の内的要因に係る検討について、他市の事例調査手法及び内容について具体的なものが示されており、調査内容が効果的であるか。	1 5
	(1)-4 その他の提案	より実効性のある計画改定とするための有効な独自提案があるか。	1 5
	(2) 業務の実施体制	・配置技術者の特徴や考え方についての提案をしているか。 ・業務の実施にあたり人員配置について、役割が明確で十分な体制が整っているか。	1 0
	(3) 業務スケジュール	・業務の各課題に対する検討や提案について、期限を示しており、項目ごとにプロセスが明確になっているか。 ・クリティカルパス等を用い、リスク管理をした実行性がある業務スケジュールとなっているか。	1 0
	(4) 説明能力	提案内容の明確な説明、質疑に対する的確な対応ができているか。	1 0
3 価格			
	(1) 参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。	—
合 計			1 0 0

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後
に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となっ
たと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料
(契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をい
う。以下この条において同じ)と変動後業務委託料(変動後の賃金及び物価を基礎
として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ)
との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更
に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金
及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記
仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を
基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して
定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、
委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度
行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直
前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた
日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を
定め、委託者に通知することができる。